

平成21年6月29日  
経済産業省製品安全課

## 乗車用ヘルメットについて

乗車用ヘルメット(自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。以下同じ。)は、消費生活用製品安全法の特定製品に指定されている製品であり、消費生活用製品安全法の規定による届出や技術基準適合確認等をした製品にのみ、PSC マーク(図1参照)を表示することができ、このPSC マークの表示がない乗車用ヘルメットは、販売及び販売目的での陳列が禁止されています。

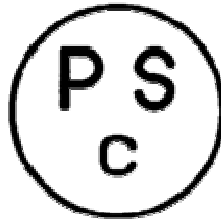


図1 PSC マーク

消費生活用製品安全法で販売規制のかかっている乗車用ヘルメットは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が、衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいいます。したがって、乗車用ヘルメットとして販売されているヘルメットだけでなく、JIS、DOT、ECE、SNELLなどの乗車用ヘルメットの規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットも乗車用ヘルメットと解されます。

工事用のヘルメット(労働安全衛生法に規定される保護帽)など、乗車用ヘルメットでないことが明らかな物は対象外です。

規制の対象となる乗車用ヘルメットに当たる製品であるか判断に迷う場合は、経済産業省製品安全課生活用品班にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

経済産業省商務流通グループ製品安全課  
生活用品班

TEL : 03-3501-4707

FAX : 03-3501-6201